株式会社松下サービスセンター及び株式会社APサービスセンター(特定事業者) (住宅等の建築リフォーム工事業を営む事業者)

1 特定供給事業者との取引の概要

松下サービスセンター及びAPサービスセンターの2社は、サイディング工事 (注) について、工事業者 (特定供給事業者) との間で工事単価を定め、当該単価を基に工事物件の坪数等に応じて工事代金を算出している。 (注) 「サイディングエ事」とは、住宅等の外壁改修工事及びこれに付帯する工事のことをいう。

- 2 工事代金の据置き
- (1) 2社は、それぞれ、平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間に発注し、平成26年4月1日以後に引渡しを受けたサイディング工事の工事代金について、消費税率の引上げ分を上乗せせずに支払った (下図①)。
- (2) 2社は、それぞれ、平成26年4月1日以後に発注したサイディング工事の工事代金について、消費税率の引上げ分を上乗せせずに、同年3月31日までと同額の工事単価を基に算出した額を支払った(下図②)。



- 3 2社は、それぞれ、公正取引委員会が本件について調査を開始した後、サイディング工事の工事代金を消費税率の引上げ分に相当する額まで引き上げることを工事業者との間で合意し、平成26年4月1日に遡って当該引上げ分相当額を工事業者に対して支払った。
 - ※ このほか、2社は、それぞれ、駐車場等の賃借及び税務会計指導業務(松下サービスセンターは、当該業務に加えて広告業務及び廃棄物処理業務)に係る平成26年4月分以降の代金について、賃貸人等(特定供給事業者)に対し、消費税率引上げ分を上乗せせずに支払った(なお、2社は、それぞれ、公正取引委員会が本件について調査を開始した後、平成26年4月1日に遡って当該引上げ分相当額を賃貸人等に支払った。)。

工事業者,賃貸人等(特定供給事業者 約120名)

勧告の内容

- 今後,消費税の転 稼を拒むことのない よう,自らの役員及 び従業員に本勧告の 内容について周知徹 底すること
- 消費税転嫁対策特 別措置法の研修を行 うなど社内体制の整 備を行うこと

など